# 告　　示

**○総務省告示第三百五十一号**

地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第百四十四条の七第一項の規定に基づき、同項第二号に掲げる者のうち、次のものを元売業者として指定したので、地方税法施行規則（昭和二十九年総理府令第二十三号）第八条の三十二第三項の規定に基づき告示する。

平成二十三年七月二十五日

総務大臣　片山　善博

| 名称 | 主たる事務所又は事業所の所在地 | 指定の年月日 |
|---|---|---|
| 三菱商事株式会社 | 東京都千代田区丸の内二丁目三番一号 | 平成二十三年七月二十三日 |

**○総務省告示第三百五十二号**

平成二年自治省告示第百十一号の一部について次のとおり変更があったので、地方税法施行規則（昭和二十九年総理府令第二十三号）第八条の三十二第三項の規定に基づき告示する。

平成二十三年七月二十五日

総務大臣　片山　善博

| 名称 | 変更事項 | 変更前 | 変更後 | 変更年月日 |
|---|---|---|---|---|
| 三菱商事石油株式会社 | 主たる事務所又は事業所の所在地 | 東京都千代田区丸の内二丁目二番一号 | 東京都目黒区下目黒三丁目九番五号 | 平成二十三年五月六日 |

**○文部科学省告示第百二十二号**

在外教育施設の認定等に関する規程（平成三年文部省告示第百十四号）第十八条第一項の規定により、平成七年文部省告示第八号（在外教育施設を認定した件）により認定したサンパウロ日本人学校（小学部及び中学部）の設置者について変更することを承認したので、同規程第二十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十三年七月二十五日

文部科学大臣　髙木　義明

| 変更前 | 変更後 |
|---|---|
| サンパウロ日本人子弟教育会 | サンパウロ日本人学校教育会 |

**○厚生労働省告示第二百四十六号**

食品衛生法施行令（昭和二十八年政令第二百二十九号）第十六条（同令第九条第二項において準用する場合を含む。）の規定により、食品衛生法（昭和二十二年法律第二百三十三号）第四十八条第六項第三号及び同令第九条第一項第一号に規定する厚生労働大臣の登録を受けた養成施設（以下「登録養成施設」という。）であるくらしき作陽大学食文化学部食産業学科食品衛生管理者資格及び食品衛生監視員養成課程について、その名称を次のとおり変更する旨の届出があったので、同令第二十条第二号（同令第九条第二項において準用する場合を含む。）の規定に基づき公示する。

平成二十三年七月二十五日

厚生労働大臣　細川　律夫

| 変更後の登録養成施設の名称 | 変更前の登録養成施設の名称 | 変更の日 |
|---|---|---|
| くらしき作陽大学食文化学部食産業学科食品衛生管理者及び食品衛生監視員養成課程 | くらしき作陽大学食文化学部食産業学科食品衛生管理者資格及び食品衛生監視員養成課程 | 平成二十三年四月一日 |

**○農林水産省告示第千三百八十四号**

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十三年七月二十五日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　保安林の所在場所　長野県下伊那郡豊丘村大字河野二八九三、二八九九、二九〇二、駒ヶ根市赤穂一二九八九の二四四から一二九八九の二六八まで、一三五九六の一、松本市大字浅間温泉字塔ノ入一一三三の一、一一三三の二、一一三三の六、一一三三の七、一一三四の一、一一三四の三、一一三六の一、一一三六の三、一一四一の一、一一四一の三、字仙ケ山一一三五のイ（次の図に示す部分に限る。）

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県庁並びに関係市役所及び豊丘村役場に備え置いて縦覧に供する。）

**○農林水産省告示第千三百八十五号**

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十三年七月二十五日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　保安林の所在場所　長野県松本市安曇三五四八の四一〇（次の図に示す部分に限る。）

二　指定の目的　水源のかん養

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県庁及び松本市役所に備え置いて縦覧に供する。）

**○農林水産省告示第千三百八十六号**

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十三年七月二十五日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　保安林の所在場所　秋田県雄勝郡羽後町西馬音内堀廻字薊沢山三の一から三の三まで、三の八、三の一〇から三の一二まで、四、四の一、五の二から五の八まで、五の一〇から五の二三まで、七の二から七の一三まで、八の二から八の一〇まで、九、一一の二から一一の九まで、一一の一一、一一の一二、一五の一から一五の四まで、一五の七から一五の九まで、一五の一一、一五の一二、一五の一四、一五の一五、一五の一七、一五の一八、一八の一、一八の二、一八の四から一八の一三まで、二一の六から二一の二四まで、字薊沢七九、八〇、八二から八七まで、八九から九五まで、九七から一一〇まで、一一三、一一五、字打付ヶ沢山二の八

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字薊沢山三の一〇・四・二一の六（以上三筆について次の図に示す部分に限る。）、二一の七、二一の八・二一の九（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）、二一の一〇、二一の一一、二一の一九（次の図に示す部分に限る。）、二一の二〇、二一の二一（次の図に示す部分に限る。）、二一の二二から二一の二四まで、字薊沢七九、八〇、八三・八四（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を秋田県庁及び羽後町役場に備え置いて縦覧に供する。）